

## 井上馨と貝島家家憲の制定

福田, 康生  
「筑豊の本」発行所自分史図書館

<https://doi.org/10.15017/26290>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 28, pp.261-296, 2013-03-22. 九州大学附属図書館  
付設記録資料館産業経済資料部門  
バージョン：  
権利関係：

## 【資料紹介】井上馨と「貝島家家憲」制定

福田康生

明治の三大家憲のひとつ「貝島家家憲」制定式がとり行なわれたのは、明治四十二年十月十五日、東京府麻布区鳥居坂の井上馨侯爵邸の大広間であった。

明治の三大家憲とは、毛利家、三井家、貝島家三家の家憲である。

その一つ、「貝島家家憲」は、さきに井上馨が手がけた毛利家、三井家家憲を参考に、

（貝島太助も功なり名を遂げたうえは、一族共同事業のきまり、利益の配分、そして太助の兄弟間に、はたまた子孫のあいだに、揉めごとが起こらぬよう、今後とも一族一家和氣藹々、力をあわせ共同事業の発展につくすことができるよう、貝島家顧問たるわしが、貝島家の家憲をつくらねばなるまい。）

という、井上馨の肝入りで制定されたものである。

「貝島家家憲制定式」の列席者は、貝島家の大恩人井上馨侯爵、同夫人武子、井上馨の養嗣子で外交官の井上勝之助、毛利家、三井家、そし

てこの度の貝島家家憲を起草した有賀長文（団琢磨の女婿、三井合名理事）、同じく起草者の原嘉道（法学者、昭和二年田中義一内閣の司法大臣）、柏木勘八郎（大之浦炭坑創業以前からの太助の後援者）、貝島太助、貝島六太郎（太助の次弟）、貝島嘉蔵（太助の三弟）、貝島太市（太助の四男）、貝島亀吉（太助の長弟文兵衛の女婿）、貝島定二（太助の女婿）、貝島百吉（太助の長弟文兵衛の女婿）、貝島永二（太助の五男）、貝島シゲノ（太助の三女）、貝島栄三郎（太助の長男で宗家嗣子）、貝島栄四郎（太助の次男で六太郎本家養嗣子）、貝島健次（太助の三男で嘉蔵本家養嗣子）、貝島イノ（太助の妻）、貝島トモ（六太郎の妻）、貝島ヒロ（嘉蔵の妻）、貝島ハナ（栄三郎の妻）、貝島イソノ（栄四郎の妻）、貝島フシ（太市の妻）、貝島フジノ（太助の次女で定二の妻）、原田勝太郎（馬場山以来の太助の幕僚）、中根寿（三井出身の貝島炭坑重役）、金子辰三郎（金子堅太郎の弟で顧問代理人、貝島家家宰）、峠延吉（貝島炭坑重役）らで、貝島家の一族こそつての上京であった。

貝島六太郎本家の資料のなかに、家憲制定式の様子を記した速記録が残っている。その「貝島家憲制定式速記録」によると、

貝島家憲制定式は、午後一時三十分、井上馨が床の間の一軸を指さし、

「確か維新前四年か五年かであったように思う。元徳公の御父さんを慶親公といった。私はその小姓をしておったので朝晩接近する機会があった。それで私はどうも日本にこうしておるのはいかなから、一度は海を越さなければならぬという考えをおこして、私を西洋にやって下さいと願った。ところが、おれにそんなことを直接いう奴があるかといって一旦は叱られたもの、慶親公にもついに私の志をよほど感ぜられて、それから政府につたえて御維新前に西洋に行くようになった。その時慶親公はこれをつかわすから忘れてはならぬぞよと申されて、親しく揮毫されたこの軸を賜うたのです。『立志』とあるから今日はちょうどいい記念だと思つてこれを掛けました。」

と、口火を切つて始まつたという。

「あちらの幅は……」

と、柏木勘八郎が尋ねると、

「あれは木戸の書いたのである。明治元年頃、木戸はまだ参与というものであつて、薩摩には大久保があり、私は長崎に行つてゐる。伊藤は神戸におつて矢張り参事という名がついておつた。私も参事、大久保が相談して、どうしても朝廷に総ての政権を統一すると云ふことになる、どんなことをしても幕府の八百万などという訳には行きようがない。で、版籍の奉還をしなければならぬが、是はどうしても薩長がどこまでも率先してやらねばならぬ。殊に薩長がおもに王政復古のことにしたから、

そこまでせにやなるまいとて、神戸における伊藤を訪ねてこれを相談して丁度五月に帰つた。しかして慶親公に之を申上げて慶親公の御同意を得たその時分であつた。村田清風というのがおつたが、あれが御維新より十年か十一年前に訓練をはじめたり、それから萩に明倫館をおこしたり、文武の事などに力をいれられた。税の取立て方も村田清風が定めた。それで木戸は此人がおつて改革をしたために今日の歴史があるということ、清風のおつた跡を訪ねたところが村田のおつた古い家がこのつておつて、清風の愛した松があるから、それを伐ることはできぬということをして記した碑を建てた。その松の詩がありました。その韻を次いで木戸が詩を作りました。皆物事は其本からいわぬと分らぬのです。今日は記念のために掛けたのであります。」

と、井上馨は維新前後のことをひとしきりかたり、家憲関係の書類に目をおとした。

「まず、従来太助と関係のおこつた原因から述べてみたいと思つ。それらのことは太助、六太郎、嘉蔵は皆承知であろうけれども、あとの人はあまりよく記憶はないにちがいないと思つ。栄三郎にしてもこの間も聴いてみると、あの時何歳であつたかね、十六であつたかね。」

と、井上馨が太助の長男栄三郎にたずねると、栄三郎が、

「十六でございました。」

と、答えた。

「まだそれ位の年齢でわからう道理もない。ほかの方も無論よく来歴はわからぬから、まずこういう因縁からおこつたところの原因を一つ御話をしたい。これは何も意味あつて面会したのでもない。ちょうど九州巡覧を二十四年にした時に、柏木の所に行つて、それから色々な

用事もあり、そうしてあの時鉄道があったかね。」

と、誰にともなく、井上馨が云うと、太助が、

「ごさいませぬでした。その次の折はごさいました。」

と、答えた。

「そうであつたかね。まだ鉄道はなかつたかね。それで直方を通るちようどそれが昼頃であつたと思う。まあどこでもいいから昼飯を食おうといつたら、柏木はとでもここで上るようなところはありはせないが、知りもせぬところに行つて御厄介になることはいやであるといひしに、柏木がまあそう仰しやらぬでとすめるので、ついに貝島に立寄ることになった。太助がでて来て何かいわれたが、何でもその前日であつたらう。丁度栄三郎が細君を、まだ小さい子供であつたが貰つたと云うことで昼飯の御馳走になつて、それから巡覧して歩いた。その時が一番のはじめである。それからして段々外の毛利家の鉱山のことの考もありませんよ。うなことからして、ちようど毛利の何といつたかねあれは……。」

と、井上馨が柏木勘八郎に尋ねると、

「金田炭坑でございませぬ。」

と、答えると、井上馨はさらに言葉をついで、

「そう。その関係があつたり何かして、それから太助が一心になつて始終あつちに行きこつちに行きして骨を折つた。それがすなわち太助と私の関係の起つたはじめである。それから段々その時の貝島の様子を見ると、じつに悲境に陥つておる。あれは広島であつたか、何とかいう人であつた。高利貸の……。」

と、太助に尋ねると、太助が、

「中西と申しました。」

と、答えた。

「それから高利貸の金を借りて、非常に困難しておるということであつて、炭山のことや何か色々質問して聴いたり何かしたところが十三の時から坑夫であつて、そうして鶴嘴を持つてこつちうなことをして、こつちうなことをしようといふ考えになつたといふ歴史も聴いた。なかなか耐忍力のあるえらい人間である。しかし今日のごとくなつてはもう廃業もせねばならぬ。終には人に山を取上げらるゝといふような気の毒なことである。それから柏木もどうか助ける道はないかといふ話もあり、これだけの人間に精神の堅固なところがあれば、助けてやれば助けただけの効果はあろう。これは貝島一家のことじゃない。私は九州の炭山などが将来盛になつたならば、国家の経済に大変な関係を持つといふ念慮をもつて、それから私も非常に力をいれた。そうして何で幾ら金を儲けたからといつて、それはとてもいかぬといふので、毛利それから三井にその理由を話して、金融をつけるということにしたのが、これが一番初の原因である。それから段々整理もつき、いよいよ業務をはげんで誠意誠心にやるということになつて、それでまあよほど金もかかり、費用もできて、おいおい家の整理もつくといふやうなことに運んで行つた。それでちようど明治二十九年に私が六十一の還暦の祝をしようと思つて、山口には親類なども多いし、友達もおるからそこへいった。それが明治二十九年の何月やらであつた。……。」

と井上馨が、月日を思い出そうとしていたとき、栄三郎が、

「四月でございませぬ。」

と、助け舟を出した。

「貝島家憲」の制定にあたり、栄三郎と栄四郎が貝島家を代表して

作成にたずさわっていたから、榮三郎は覚えていたのである。

「四月の何日であったか日は覚えぬが、この契約書を書いたのは四月二十六日である。それで貝島はそういうような縁故があるから、皆ができてきて、その時分はじめて私が色々のことについて訓戒を与え、それについて誓約書を作った。それが四月二十六日である、一応直方に帰ってからの話であった。」

そこまで語って、井上馨は有賀長文に、太助兄弟が井上馨に提出した誓約書と契約書を、朗読するようにうながした。

「柏木が保証人で、これはすなわち借財などの始末のついた時に訓戒をしたものである。それから次が三十五年五月十五日、これは宅へいった時と思う」

太助が、

「そうです。」

と、答えると、井上馨はさらに後をつぎ、

「それから今度は第二の覚書……。これは三十五年の五月十五日であるが、その後段々時機もよし、整理もついてきて、三井に關係の借財も返済して、好結果を得たから、どうせ一つ家憲をこしらえて、しかる上にその家憲を一族が皆協同して守り、その事業に關係するところの重役を決定する方法をも立てねばなるまい。すなわち私の身命もそう長いものでないから、これをこしらえて置かずばなるまいというようなことになった。これが四十一年の三月である。それで家憲をこしらえて与えるようになった。ところがこれにもあるように書いた物というものは、後日だして見ればわかるようなもの、それが心の中に絶えずあるや否や、元来書いた物というものは死物じゃ、それを守るか守らぬか、これまで

仕掛けた事柄であれば、私が生命のある間、その目的を達しさせようと思う。私はやかましいことも小言もいいますけれども、おらぬ時分にはそれ切りである。一族が誠意誠心これを守ることがあつてはじめて、この書いた物の効力がある。家憲、家憲施行法其他、すべて方法をこしらえる時分には、そうしてこれを発布しこれを施行する時分には、将来どこまでも自分の一身はいうに及ばず、子孫もその方に導いて終りをまつとうするよう、その家のその礎を強固にするという頭がなければ、いくら書いておいても何にもならぬ。こういう趣意で、草案をこしらえることについては、先きに誓書を取っておかねばならぬということからこれを取った。誓書は皆できておる。全体この家憲といふものを作つてこれとその家の子々孫々に守らせることは、日本中他にあまり見聞せないのである。そもそも何がゆえに私が家憲ということを出して、どうぞこれを作つてくれというようながでて来たかというそこには理由がある。二十年頃であつたらうと思う。私どもは元毛利家の家来であつて、今日こんな色々な地位に立つてきておるが、毛利家の為というものは、実に子々孫々にも忘れさせてはならぬけれども何ほ旧臣であるからそれを思うといつても、毛利家自身が守らぬでは仕方がないので、その私色が色々考えて家憲を作つた経験がある。三井などでもちようどそれより前にも度々整理もしたが、三十三年じゃつたな。」

と、長い口上を述べ、有賀長文に三井家憲の制定の年を確認し、「到頭家憲を制定して、これを守らせて今日におよばせておるのである。そういうような経験がある以上は、家憲で縛るよりほかに貝島家の一族の財産の基礎を強固にして永遠に維持するということはむずかしいと思つて、この家憲を作らうとの趣意になつて、大分尽した。これは今

まで御話した通り、過去の歴史はこういうことから起つてきておる。不思議である。まずそれはどっちが求めたというのではない。私が求めたのではない。太助の求めたのではない。偶然出逢うて、今日の家憲を制定せねばならぬという行掛りが起つてきたから、私の性質として、一旦請合つた以上はどこまでも成遂げしめようというのである。それが私の癖である。それで事によると、随分貝島にも度々苦言をいうた。それは貝島ばかりではない。三井や何かに対しても随分苦言百出でもって注意を与えたこともある。しかのみならず、時として憤ることもあり、怒ることもあつたが、誠意誠心貝島一族が守つてきてくれた。私はこれに報ゆるに徳義をもつていたい。どうぞ永遠のことを期しておきたいとの精神力を、この家憲を作りその他のことも成るだけ将来面倒がおこらぬようにこしらえたのである。ところが私がいくら決めたからといっても、法律上の関係もあり、今日は宜しいとして見ても、将来一族中に議論をおこし、あるいは意志の疎通が欠けて、たがいに讐敵の思をなすことになる、法廷にでて訴えることもある。そういうことがないとはどうも断言されぬ。又皆さんが断言をしたところが私は信用しない。どうもそういうことは兎角おこりやすいから、皆細かいところまで注意に注意を与えて、そうしてこの原嘉道君や何かに綿密に調べてもらつてなるだけよい煩累をきたさぬようにということにしたのである。で、皆さんが之を精しく見たならば、これは五月蠅いことじゃとの感じがあるかも知れぬ。けれどもその五月蠅いことを、よく守つていけば誰のためになるかといえ、子々孫々の家のためということであるから、それを皆心に忘れぬようにして、衷心より堅固にしておいてもらわねばならぬわけである。いくら私が嚴重に責めたところが、之は自分の生命のある中

のことで、その後の将来にいたるまで、私が家の基礎を強固にするということはできぬ。それで三井や何かでは私のことを雷或は閻魔様という綽名をつけておる。それは何といわれたからとて、私は一旦その事柄を信用して、そのため人を信用した以上は向うがお断りをするまでは、誓つてこうするぞといつておいて、こちらがこれを遂げぬといえ、自分はそのだけの欠点になるから、それは気に入つても入らぬでも、それを用いると用いぬのは向うのことで、それを言わにやおかぬというような性質じゃから、それをまた家憲に書いたところを承知しておいてもらわなければならぬ。それでただこれを保存しておきさえすれば、家憲が守れるかといえ、そういう訳ではない。家憲を一族の人が嚴重に守るということでなければ、反古になるということを重ねていうておく。ゆえになお一応有賀に家憲を読んでもらわんに、家憲の附録、色々の規則があるが、私はこれをもつて強いて責めつけはせぬ。こういう苦しいこと、これはこう書いてもらわぬでもいいはずということがあれば、十分にいうがよい。それをまげて従うというようなことはよくない。人間というもののは、種々自分の心をまげて、行く道が明かになつてその方に行くことがなければ何も効力はない。それで私は一応家憲を読ませるから、それを精しく聞いて下さい。」

と、井上馨が、貝島家の一族に家憲の意義を説き聞かせると、貝島家の一同は太助を筆頭に、うやうやしく同意の旨の敬礼をした。

そして、有賀長文が、

「どうか、御分りがないところがございましたならば、御聴きくださいませ。」

といつて、貝島家家憲の朗読をはじめた。

「貝島家憲 全」

貝島家素と微賤に起り、屢困厄を経て百折不撓遂に今日の盛運を致したるもの、蓋し太助が苦心慘憺備に艱難を嘗め造次顛沛も家道の隆興を是れ圖り、而て其弟文兵衛六太郎嘉蔵克く之を補佐し、一族擧て同心協力奮勉事に當りたると侯爵井上馨殿の與へられたる内外援助の効に職由せずんばあらざるなり。今や財産の基礎漸く成るに當り一族子弟家運の此に至れる所以を忘却し驕奢安逸に流れ家聲を失墜するに至ることなきを保せず。是に於てか侯爵井上馨殿に懇請し嚴正なる家憲を制定し一族の繁榮と財産の鞏固とを期し、永く之を以て子孫家を治るの規矩と為さんとす。乃ち茲に各自署名捺印し明治四拾貳年拾月壹日より固く之を遵守することを誓約す。

明治四拾貳年拾月拾五日

貝嶋太助	印
貝嶋六太郎	印
貝島嘉蔵	印
貝島健次	印
右貝島嘉蔵本人署名する能はざるに付き代書す	
貝島太市	印
貝島龜吉	印
貝嶋定二	印
貝島永二	印
貝嶋百吉	印
貝島シゲノ	印

貝島嘉蔵妻	貝島ヒロ	印
右貝島ヒロ本人署名する能はざるに付き代書す		
貝島榮三郎妻	貝島健次	印
貝島榮四郎妻	貝島ハナ	印
貝島健次妻	貝島イソノ	印
貝島太市妻	貝島タケ	印
貝島龜吉妻	貝島健次	印
貝島エツ妻	貝島フシ	印
貝島定二妻	貝島エツ	印
貝島百吉妻	貝島龜吉	印
	貝島フジノ	印
	貝島マス	印

貝島家憲

第一章 總則

第一條 此家憲は貝島一族相互の間に於て契約の効力を有す。

第二條 此家憲に明文なき場合に於て又は此家憲を施行するため一族會に於て為したる議決は此家憲の規定と同一の効力を有す。但重大なる事件に就ては顧問の同意を得るを要す。

## 第二章 一族

第三條 貝島太助貝島六太郎貝島嘉藏貝島太市貝島龜吉貝島定二貝島永二貝島百吉及貝島シゲノの各家を以て貝島一族と為す。

第四條 貝島太助の家を一族の宗家とし貝島六太郎貝島嘉藏の二家を本家とし其他の六家を連家とす。

第五條 一族の家格は第三條に記載したる順序に依る。

第六條 一族の席次は宗家を首座とし本家之に次ぎ連家又之に次ぐ本家若くは連家相互間の席次は年齢の順序に従て之を定む。

第七條 第三條に記載したる一族各家を以て永世渝ふべからざる一族と定め將來如何なる事由ありと雖任意に一族中より脱退を為し又は新に他家を一族に加ふることを許さず。一族は廢家を為すことを得ず。

第八條 將來一族中新に分家を為す者あるときは之を其家に對する別家と稱す。但別家は貝島一族に加はることを得ず。

## 第三章 一族の義務

第九條 一族は常に兄弟の精誼を以て交り同心協力益々共同事業を隆昌ならしめ且各家の基礎を鞏固ならしむることを勉るの義務あるものとす。

第十條 一族は一族共同事業に關する設立契約定款其他一族會の議決の趣旨に従ひ其事業に従事するの義務あるものとす。

第十一條 奢侈を禁じ節儉を守るを以て一族各家の家風と為すべし。

第十二條 一族各家の子女學齡に達するときは必ず相當の學校を選て就學せしめ少くとも男子は中學校女子は高等女學校を全修せしむべし。但疾病其他已むことを得ざる事由により實際本條の規定に従ふこと能はざるときは一族會の許可を受けることを要す。

第十三條 一族は左の事項を為すことを得ず。但已むことを得ざる事由ある場合に於ては一族會が顧問の同意を得たる上會員の一致議決を以て之を許可したるときは此限りにあらず。

- 一、政治に關係すること。
- 二、官務公務其他法令に定めたる職務に就くこと。
- 三、自己又は他人の為に債務を負擔すること。
- 四、親戚又は如何なる縁故ある他人に對しても貸金を為すこと。
- 五、一族共同事業以外の事業を經營すること。
- 六、一族共同事業以外の會社の株主となり其他一族共同事業以外の事業に出資すること。
- 七、一族共同事業以外の會社又は組合等の役員若くは使用人となること。

第十四條 一族は其家族及親族をして此家憲の趣旨を遵行せしむるの義務あるものとす。

第二十條 一族會會員又は其法定代理人若くは保佐人女子なるときは會員中より一族會の許可を経たる代表者を定むべし。

第十五條 此家憲及附屬諸規則の施行に關し一族間に争を生じたるときは先づ一族會の指定したる裁定者の裁斷を請ふべし。若し其裁斷に不服あるときは顧問の裁斷を請ひ之を以て終局と爲し裁判所に出訴することを得ず。

第二十一條 一族會會員にして疾病旅行其他の事由に依り會議に出席すること能はざるときは會員中より代表者を定めることを得。

第二十二條 前四條の場合に於ては一人にて同時に二人又は其以上を代表することを得ず。

#### 第四章 一族會

第十六條 一族會は一族の戸主を會員として之を組織す。一族の隱居者及成年の推定家督相續人は參列員として一族會に出席することを得。但女子は參列員たることを得ず。

第二十三條 一族會は必要の場合に於て共同事業に従事する役員を其議事に参加せしむることを得。

第十七條 一族各家の後見相續其他の事由に付親族會の招集を裁判所に請求すべき場合に於ては成るべく一族會會員全体を以て之を組織することを請求すべし。若し其組織が一族會と異なるときは一族會は親族會に向て協議することを勉むべし。

第二十四條 一族會の會長は宗家の戸主を以て之に任ず。宗家の戸主にして能力完全ならざる男子なるときは本家の會員中能力完全なる男子の年長者を以て會長とす。此場合に於ては一族會は顧問の同意を得たる上他會員の一致議決を爲すことを要す。

第十八條 一族會會員中未成年者又は禁治産者あるときは其法定代理人

第二十五條 會長臨時故障ありて其職務を執行すること能はざるときは本家若くは連家の會員中第六條の順序に従ひ之が代理を爲すものとす。

之を代表し禁治産の宣告を受ざる心神喪失者あるときは一族會の議決を以て會員中より其代表者を指定すべし。

第十九條 一族會會員中準禁治産者あるときは保佐人之を代表す。

第二十六條 一族會は會長之を召集す。一族會會員は一族會の召集を會長に請求する事を得。但他の會員三名以上の同意あるときは會長は必ず之を召集するの義務あるものとす。

第二十七條 顧問は會長をして一族會を招集せしめ且何時たりとも一族會に出席し若くは其代理監督人を出席せしめ意見を陳述することを得。

第二十八條 左に掲ぐる事項は一族會の議決を経べきものとす。

一、一族各家に於ける相続、婚姻、養子縁組、離婚、離縁、隠居、分家、禁治産、準禁治産、認知、入家同意、離籍其他重大なる親族關係の變更に關する件。

二、一族各家に於ける後見人、後見監督人、親權者監督人、保佐人及遺言執行者の指定選任及免黜並に親族會員の選定推薦等に關する件。

三、一族各家の子女の高等教育に關する件。

四、一族各家の邸宅の位置及其建設費に關する件。

五、共同事業の範圍及其經營の方針に關する件。

六、新に共同事業を起し又は従來の共同事業を中止若くは廢止することに關する件。

七、共同事業に關する定款其他諸般の規則の制定若くは變更に關する件。

八、共同事業の資産の管理及之が増減に關する件。

九、鑛業の廢止及之に因り生ずる資金處分に關する件。

十、共同事業に屬する重要な財産の保存年限及其元價償却積立金等に關する件。

十一、共同事業に關する重要な契約の締結解除及變更等に關する件。

十二、業務擔當員及重立たる役員の任免俸給手當及賞與に關する件。

十三、一族共同積立金及一族各家積立金の割合を定る件及前記各種積立金の管理及處分に關する件。

十四、鑛業權土地家屋其他の不動産及船舶の得喪に關する件。

十五、公債社債株式其他の有價証券其他重要な財産の得喪に關する件。

十六、一族及其家族の不動産船舶有價證券其他重要な財産の得喪に關する件。

十七、一族各家の豫算決算に關する件

十八、共同寄附金及各家寄附金に關する件

十九、共同事業及一族各家に於ける訴訟事件に關する件。

二十、此家憲を施行する為に必要な諸規則の制定及變更に關する件。

二十一、此家憲及家憲に基き制定したる諸規則により一族會の權限に屬せしめたる事項に關する件

二十二、前期各号に規定したるもの外一族會に於て特に其議決を経べきものと指定したる件。

第二十九條 一族會に於て議すべき事項は緊急事件を除くの外豫め之を會員及參列者に通知すべし。

第三十條 一族會は會員半數以上出席するにあらざれば議事を開く事を得ず。但第二十八條第五号第六号第八号第九号第十三号第十四号及第

十五号等に關する事項に付ては會員六名以上出席し且其持分が一族全体の持分の半額を超えるにあらざれば議事を開く事を得ず。

第三十一條 一族會の議事は此家憲中特に規定したる場合を除くの外出席會員の過半數を以て之を決する。可否同數なる時は會長の裁決による。但前條但書規定の事項に付きては併て出席者持分の過半數を以て之を決す。可否同數なるときは顧問の裁決による。

第三十二條 一族會會長は評議及表決の權を妨げらるることなし。又裁決權を行なうるときと雖自己の表決權を妨げらるることなし。

第三十三條 一族會會員の法定代理人其他の代表者は議事に與り表決を為すことを得。

第三十四條 一族會會員にして他の會員を代表する者は代表者の表決を為すときと雖自己の表決權を妨げらるることなし。

第三十五條 一族會會員又は其法定代理人若くは保佐人は自己及其被代表者又は其家族若くは親族に關する議事及議決より回避することを得。又一族會は同一の議事及議決に付き他會員の議決を以て會員又は法定代理人若くは保佐人を除斥することを得。

第三十六條 一族會の參列員は意見を陳ることを得。但議決に加はることを得ず。一族會會長は必要なる場合に於て其意見又は一族會の議決

により參列員の出席を拒否することを得。但一族會の議決を以て更に出席せしむることを妨げず。

第三十七條 一族會の議事は之を會議録に記載し會長及出席會員二名以上之に捺印すべし。

第三十八條 一族會は總て秘密會とし其會議録は會員及參列者以外の者に示さざるものとす。但顧問は此限りにあらず。

第三十九條 一族會の議案を調製し其議決を實行し會議録を保管し其他一族會及一族一般に係る共通の事務を處理するため一族會事務所を置き一族會會長之を統括す。一族會事務所の組織權限及經費等は別に一族會の議決を以てこれを定む。

## 第五章 婚姻養子縁組及分家

第四十條 一族各家の男子は成年以上にあらざれば婚姻を為すことを許さず。但特別の事情あるものは此限りにあらず。

第四十一條 一族各家の男子は成年以上にあらざれば分家する事を許さず。

第四十二條 一族中家督相續の為養子を為さんとするときは成るべく一族各家の男子中より之を選ぶべし。但一族中より養子を為す場合と他

より之を為すとを問はず必ず先づ顧問の同意を得べきものとす。

## 第六章 後見 親族會 禁治産及準禁治産

第四十三條 一族各家の後見人、後見監督人、親權者監督人、保佐人、親族會員及遺言執行者は已むことを得ざる事由なき限りは一族中より之を指定し又は選定すべし。

第四十四條 一族にあらざるものにして一族各家の親權者、親權者監督人、後見人、後見監督人、保佐人、親族會員又は遺言執行者と為るときは一族會は其者より此家憲の趣旨を遵守すべき誓約書を差出さしむべし。

第四十五條 親權者、親權者監督人、後見人、後見監督人及保佐人の行為にして親族會の同意又は認可を要するものは總て其同意又は認可を與ふる前に豫め親族會より一族會に協議すべし。

第四十六條 一族會は親族會に對し親權者、親權者監督人、後見人、後見監督人及保佐人より差出したる財産目録管理状況の報告書及計算書等の査閲を求ることを得。

第四十七條 一族各家中品行修まらざる者及家財を浪費する者あるときは準禁治産の請求を為すに至らざる場合と雖一族會は顧問の同意を得たる上他會員の一致議決を以て其事情の存する間に監督者を附し品

行の監督及財産の管理を為さしむることを得。監督者は品行監督及財産管理の状況を時々一族會に報告すべし。

## 第七章 相續及遺言

第四十八條 法定又は指定の家督相續人あらざるときは被相續人の家族又は親族會は遲滞なく必ず家督相續人を選定することを要す。前項の場合に於て家督相續人選定のため親族會の招集を要するときは一族會において之が招集請求の手續きを為すべし。

第四十九條 一族は此家憲の趣旨に違反する遺言を為すことを得ず。家憲の重要な趣旨に違反する遺言をなしたる者は其遺言をなしたるときを以て當然除名の制裁を受たるものと見做す。但本文に該當するや否やは一族會に於て顧問の同意を得たる上他會員の一致議決を以て之を定む。

第五十條 證書に依り遺言をなさんとするときは其事項に付豫め一族會の許可を経べし。

第五十一條 口頭の遺言を為すときは證人として成るべく一族會員二名以上の立會を求ることを要す。口頭の遺言は遺言者立會證人遺言執行者又は利害關係人より遲滞なく之を一族會に届出づべし。

## 第八章 顧問

第五十二條 一族に密接の縁故を有し倚信すべき有識の士に顧問を嘱託す。但一名とす。顧問は時宜に依り代理監督人を選任し其職務の一部を代理せしむることを得。

第五十三條 顧問は一族各家に於て家憲の條項を確守するや否やを監督し且一族各家の家政並に一族及其家族の教育及行状を監督す。

第五十四條 此家憲に於て特に明記したる場合の外第二十八條規定の事項中重要なるものは其議決前に必ず顧問の同意を得ることを要す。

第五十五條 顧問は貝島家に密接の縁故を有する有識の士を其後任者に推薦することを得。

## 第九章 財産

第五十六條 共同事業に屬する一切の財産及其純益より受る配當金にして一族各家に分配せざるものは總て一族の共同財産とす。

第五十七條 一族共同事業は便宜上株式會社其他如何なる法律上の組織方法に依り之を經營するも一族間に在ては次條所定の持分に依り其權利義務を定るものとす。前項の組織方法の結果法律の規定に従ひ發行する株券其他の權利證は總て一族會に於て之を保管するものとす。

第五十八條 共同財産に於ける持分の割合は左の如し。

百	個	貝島 太助
肆拾參	個	貝島六太郎
參拾伍	個	貝島 嘉藏
貳拾貳	個	貝島 太市
拾貳	個	貝島 龜吉
拾貳	個	貝島 定二
拾	個	貝島 永二
捌	個	貝島 百吉
捌	個	貝島シゲノ

第五十九條 持分は家督相續人に於て之を承繼するものとし他人に讓渡又は質入することを許さず。一族中共同事業より脱退したるものは持分の拂戻を受る權利を喪失するものとす。

第六十條 一族共同事業より脱退し又は除名其他の事由に因り其持分を喪失するものあるときは他の一族は第五十八條所定の持分に比例して之を取得するものとす。

第六十一條 鑛業の廢止其他共同事業に屬する重要な財産の處分に因り生じたる資金は之を共同事業に屬する別途積立金と為し一族會に於て之を保管し其収益は共同事業の利益中に算入すべし。

第六十二條 一族共同積立金を左の二種とす。

一、營業準備積立金

二、一族豫備積立金

一族共同積立金は其種類毎に區別し特別会計に附して之を管理し利殖の方法を謀るべし。

第六十三條 毎配當期に於て共同事業の純益より受る配當金は總て一族會事務所に收納するものとす。

第六十四條 前條に依り收納したる金額より先づ左の金額を引去るべし。

一、營業準備積立金 百分の拾以上

一、共用費 百分の拾以下

共用費は一族會事務所の經費其他一族共同の負擔たるべき支出に充るものとし一族會の議決を以て其割合を定む。

第六十五條 前條の金額を引去りたる殘額の百分の十以上を以て一族豫備積立金に充つべし。

第六十六條 共同事業に屬する別途積立金及營業準備積立金は共同事業の經營上必要がある場合に限り一族會の議決を以て之を支出する事を得。

第六十七條 一族豫備積立金は左の場合に於て別に定る所の規則に従ひ一族を補助する為之を支出する事を得。

一、一族各家が天災地變其他不測の災害に遭遇し各家家産及別に定る所の規則に従ひ各家準備積立金を支出するも尚一族の體面を維持すること能はざるとき。

二、一族各家が婚姻養子縁組分家又は葬儀等の場合に於て各家準備積立金若くは子孫積立金より別に規則を以て定る金額を支辨すること能はざるとき。

三、一族各家において相續税支拂の義務を生じたるとき其家に於ける相續税積立金を以て之を支辨すること能はざるとき。

四、一族各家が共同事業の分配金及各家家産の収益を以て其家計を維持すること能はざるとき。

五、臨時避くべからざる一族共同の費用を支辨するとき。

第六十八條 前條第一号及第二号の場合に於て前條に依り補助を為すも尚必要の經費を支辨すること能はざるときは一族會は第三十一條但書きに定たる議決に依り一族豫備積立金中より期限を定て一時貸金又は救助を為すことを得。但其制限金額及返済の方法等は別に規則を以て之を定む。

第六十九條 一族各家の家産より生ずる収益は毎年之を一族會事務所に届出づべし。

第七十條 共同事業の配當金より第六十五條の積立金を引去りたる殘額は持分の割合に依り之を一族各家に分配す。

第七十一條 一族各家は前條に依り一族各家に分配する金額と第六十九條に掲げたる各家家産より生じたる収益との合計額中より第一に一家に付百分の拾以上の金額を以て各家準備積立金に充て第二に其家に在る子孫の數に應じ子孫一人に付少くとも百分の壹以上の金額を以て子孫積立金に充て第三に参拾分の壹以上の金額を以て相続税積立金に充てその残額を以て各家の歳費に充つべし。但各種積立金の割合は各家の間に於て差異あることを妨げず。

第七十二條 各家準備積立金は左の場合に限り別に定る所の規則に従ひこれを支出することを得。

- 一、天災地變其他不測の災害に遭遇し多額の經費を要し到底家産を以て之を支辨すること能はざるとき。
- 二、婚姻養子縁組分家又は葬儀等に依り臨時に多額の費用を要するとき。

第七十三條 子孫積立金は各子孫の出生より成年に達するまで之を積立べし。但その子孫にして家督相續を為し又は死亡したるときはその子孫積立金を前條各家準備積立金中に編入するものとす。

第七十四條 戸主が死亡し又は隠居したる場合と雖その子孫積立金は其家に於て引續き積立るの義務あるものとす。子孫積立金はその子孫が他家に入りたる場合と雖成年に達するまで其出たる家に於て積立るの義務あるものとす。但其子孫が遺子なくして死亡したるときは前條但書きの例に依る。

第七十五條 庶子の為にする積立金は之を認知したる年より成年に達する年までの間に於て其出生の時より積立金を為し之を利倍増殖したるものと同額の積立金を為すの目的を以て第七十一條積立金の割合を變更すべし。

第七十六條 子孫積立金の割合は別に定るところの規則に従ひ男子と女子及嫡出子と庶子との間に於て差等を設くるべし。

第七十七條 子孫積立金は其子孫が一家を創立し若くは他家に入る場合に於て別に定る所の規則に従ひ其子孫若くは其遺子に財産を分與し若くはその子孫の為必要な費用を支辨するときの外之を支出することを得ず。子孫積立金より前項の分與金を支出し尚剩餘あるときは之を各家準備積立金中に編入すべし。

第七十八條 前條に依る財産の分與は其子孫の成年に達したる時に限り一族會の許可を経て之を為すことを得。但子孫本人又は其入りたる家に關し特殊の事由あるときは一族會の議決により其事由の止むに至るまで分與を停止し子孫積立金は引續き一族會事務所に於て之を管理すべし。

第七十九條 一家を創立し又は他家に入るべき見込なき子孫あるときは其成年に達したる後一族會の許可を経て分與を停止し子孫積立金の一部若くは全部を各家準備積立金に編入し又は引續き子孫積立金と為し置くことを得。

第八十條 一族各家の積立金は一族會事務所に於て之を管理し積立金の種類毎に區別して特別會計に附し其利殖を謀るべし。

前項積立金支出の方法制限等は別に規則を以て之を定む。

第八十一條 一族各家は毎年の歳計豫算を調製し之を一族會に提出すべし。毎月家計の決算は之を一族會事務所に報告し總決算は之を一族會に提出すべし。

第八十二條 一族にして其家計を維持すること能はざるに至る者あるときは一族會は家計恢復の爲他會員參分の貳以上の議決を以て其住居を指定し一定の期間内之に住居せしむることを得。前項の場合に於ては一族會は他會員の一致議決を以て家計恢復の爲其一族に對し前項の期間内此家憲に定たる一族權利の一部を停止し義務の一部を輕減し其他臨機の處分を爲すことを得。

第八十三條 一族各家の歳費に充つべき資金は別に定る所の規則に従ひ一族會事務所に於て之を保管すべし。

## 第十章 制裁

第八十四條 一族中此家憲又之に基き一族會に於て制定したる諸規則の趣旨に背きたる者又は素行修らずして一族の品位を傷けたる者其他故意又は過失に因り一族に損害若くは煩累を來したる者あるときは一族會は其程度に應じ左の區別に従ひ制裁を加ふることを得。

一、譴責。

二、一定の期間其者の持分に限り一族豫備積立金の割合を四分の壹以内増加すること。

三、一定の期間一族會へ出席を停止すること。此場合に於ては一族會の議決を以て會員中より代表者を指定すべし。

四、一族除名。此場合に於ては共同財産の持分は之を喪失するものとす。前項第一号第二号及第三号は會員四分の參以上。第四号は他會員一致の議決を経たる上一族會會長及會員二名以上より口頭又は書面を以て之を其會員に宣言すべし。

第八十五條 一族の家族若くは親族にして前條第一項に該當する者あるときは一族會は其程度に應じ或は之を譴責し或は隱居者又は成年の推定家督相續人に在ては一定の期間一族會參列權を停止し或は其家族若くは親族の一族豫備積立金又は各家積立金に依り享有すべき利益の一部又は全部を有期又は無期に停止することを得。前項の制裁を加ふるも尚其効なきときは他の一族は其家族若くは親族と交誼を絶つことを得。此場合に於ては其家族若くは親族の一族豫備積立金又は各家積立金に依り享有すべき利益の喪失は必ず之に伴ふものとす。

第八十六條 前條項第一項は其一族を除き他會員の參分の貳以上第二項は他會員の一致議決を経たる上一族會會長より其一族を経て之を其家族若くは親族に宣言すべし。

第八十七條 一族會の議決に依り第八十四條及第八十五條の制裁を執行

せんとする場合に於ては其議決前必ず顧問の同意を得ることを要す。

## 第十一章 補則

第八十八條 一族は毎年一月宗家に集り家憲の朗讀式を行なうべし。

第八十九條 一族の推定家督相續人成年に達したるときは一族立會の上此家憲に加はり永く其規定を遵守すべき契約を為すの義務あるものとす。但成年者にして推定家督相續人と為りたるときは其時に於て本文の契約を為すべし。家督相續人に指定若くは選定せらるべき者はその指定若くは選定前に於て又入夫婚姻に依り戸主と為らんとする者は婚姻前に於て前項の規定に準拠し契約を為すべきものとす。前二項の規定に依り契約をなしたることなきものが家督相續を為したるときは相續開始の後遅滞なく前二項の規定に準拠し契約を為すべきものとす。

第九十條 法令の變更又は時勢の變遷等に依り此家憲を改定するを必要を生じたるときは一族會員の一致議決及顧問の同意を以て此家憲の精神に準據し改訂を為すことを得。

第九十一條 此家憲中の條項にして法令上其効が無きものあることを發見する場合と雖他の條項は依然一族間に契約の効力を有するものとす。

本家憲の趣旨は拙者共に於ても聊も異存無之は勿論子孫に至るまで謹で遵奉可為致誓約致候。仍て署名捺印候也。

明治四拾貳年拾月拾五日

貝島太助相續人 貝島榮三郎 印

貝島六太郎相續人 貝嶋榮四郎 印

貝島嘉藏相續人 貝島健次 印

貝島太助妻 貝島イノ 印

右貝島イノ本人署名する能はざるに付代署す 貝島榮三郎 印

貝島六太郎妻 貝嶋トモ 印

右貝島トモ本人署名する能はざるに付代書す 貝嶋榮四郎 印

貝島百吉妻 貝島マス 印

右貝島マス本人署名する能はざるに付代書す 貝嶋百吉 印

貝島蘭作 印

貝島家憲の主な内容をみると、第一章の総則に、

「此家憲は貝島一族相互の間に於て契約の効果を有し、此家憲に明文なき場合に於て又は此家憲を施行するため一族會に於て為したる議決は、此家憲の規定と同一の効力を有す。但重大なる事件に就ては顧問の同意を得るを要す。」

とあり、この家憲は一族相互の契約であること、そして重大な一族會の議決は顧問の同意を得ることと規定している。

第二章では、第三條で、

「貝島太助、貝島六太郎、貝島嘉藏、貝島太市、貝島亀吉、貝島定二、貝島永二、貝島百吉及び貝島シゲノの各家を以て貝島一族となす。」

と、貝島家一族は九家とすることが規定され、一族規定で注目すべきは、第四條の、

「貝島太助の家を一族の宗家とし貝島六太郎貝島嘉蔵の二家を本家とし其他の六家を連家とす」

という、一族の家格についてである。席次は、宗家、本家、連家の順がはっきりと規定されているのである。

第三章では、

「一族は常に兄弟の情誼を以て交り、同心協力益々共同事業を隆昌ならしめ、且各家の基礎を鞏固ならしむることを勉める義務あるものとす。」(第九條)

「一族は一族共同事業に關する設立契約定款其他、一族會の議決の趣旨に従ひ、其事業に従事するの義務あるものとす。」(第十條)

「奢侈を禁じ、節儉を守るを以て一族各家の家風と為すべし。」(第十一條)

という、一族の義務が規定され、さらに禁止事項として、  
「一族は左の事項を為すことを得ず。但已むことを得ざる事由ある場合に於ては一族會が顧問の同意を得たる上會員の一致議決を以て之を許可したるときは此限りにあらず。

一、政治に關係すること

二、官務公務其他法令に定たる職務に就くこと

三、自己又は他人の為に債務を負擔すること

四、親戚又は如何なる縁故ある他人に對しても貸金を為すこと

五、一族共同事業以外の事業を經營すること

六、一族共同事業以外の會社の株主となり其他一族共同事業以外の

事業に出資すること

七、一族共同事業以外の會社又は組合等の役員若くは使用人となる

こと。」(第十三條)

が、禁止されている。

一の「政治に關係すること」、二の「官務公務其他法令に定めたる職務に就くこと」、三の「自己又は他人の為に債務を負擔すること」を禁じるのは、

(事業の妨げになるからおやめなさい。)

と、理解できるけれども、

五の「一族共同事業(石炭の採掘) 以外の事業を經營すること」、六の「一族共同事業以外の會社の株主となり其他一族共同事業以外の事業に出資すること」、七の「一族共同事業以外の會社又は組合等の役員若くは使用人となる」ことまで、貝島家顧問井上馨の同意がなければできない、というのはどういふことであろう。事業会社に、

(事業を拡張発展させるな。今の仕事以外に手を出すな。石炭だけを掘っておればよい。)

と云う、この規定は、どこかの、誰かの、何か裏の意図を感じるの私だけであろうか。

事業会社に事業の展開をするな、拡大伸長をするというのは、どう見ても理不尽といわざるを得ない。

井上馨にすれば、

「是は五月蠅いことじゃとの感じがあるかも知れぬ。けれどもその五月蠅いことを、よく守って行けば誰のためになるかといえ、子々孫々の家のためということである。」

と云う、毛利藩伝来の「守成をはかる」ということであろう。

たしかに、井上馨のおかげで、明治三十六年の時点で、貝島が所有する坑区の総計は、一千万坪余りに達し、年間の総出炭量は九十万トン、利益金は八十万円（現在の貨幣価値になおすと一百万倍として、八十億円）を超える程に発展はした。

だが、筑豊の御三家、貝島家、安川・松本家、麻生家のうち、安川は多角経営をはかり、明治紡績会社や安川電機製作所、黒崎窯業を設立し、石炭で得た利益を投資して近代的産業資本へと成長し、また麻生も麻生商会を設立し、銀行、電灯、セメントなどにも進出していったが、貝島は家憲のこの第十三条にしばられ、大正九年に第十三条等、家憲の一部を廃止するまで、この条項に縛られ、最大のチャンスであつた日露戦争後にも第一次世界大戦後にも、経営の多角化ができなかつたのである。第四章から第七章までは、第四章（一族）、第五章（養子縁組及分家）、第六章（後見・親族會・禁治産及準禁治産）、第七章（相續及遺言）、と家政に関する規定がつづく。

第八章は、顧問制度で、

「一族に密接の縁故を有し倚信すべき有識の士に顧問を囑託す。但し一名とす。顧問は時宜に依り代理監督人を選任し其職務の一部を代理せしむることを得。」（第五十二條）

と、井上馨を顧問とし、井上馨自身は忙しいので代理監督人を貝島家に送ると規定し、さらに次の条項では、

「顧問は貝島家に密接の縁故を有する有識の士を其後任者に推薦することを得。」（第五十五條）

とあり、貝島家顧問の後任者を井上馨が決めるから、何事もこの後任

者の同意を得ることと云う規定である。

つまり己の亡き後は井上家の嗣子勝之助が次の顧問であると規定しているのである。

そして、第九章（財産）、第十章（制裁）、第十一章（補則）と家政に関する事項で家憲は閉じられるが、第十一章の補足に、

「一族は毎年一月宗家に集り家憲の朗讀式を行なうべし。」とあり、

（貝島家の一族には、あくまで此家憲を守らせる）と云う、井上馨の強い意志を感じさせるのである。

有賀長文が貝島家家憲を読みおわると、井上馨が、

「それで一度朗讀せしめても、意味のわからぬところもあるでしょうが、栄三郎、栄四郎は度々読んでこれが攻究もされたから、今まで多少皆さんに話したのであるう、また聴かぬ人もあるかも知れぬ。私は無理に圧制的に朗讀せしめたから、ここで家憲がきまつたと皆さんにいうのではない。家憲というても家憲契約というもので、契約というものは、人と約束したことが書いてあつても、あるいは口で約束しても、それをたがえてはならぬということである。案はできておるが、是非とも無理にこれに服従せずとも、今日帰つて考えてみて、その上で誓約書をだされても一向かまわない。よくそれは考えたがいい。ずいぶん細かいこととはいつておるからちよつとわかり難いところもあるうが、また健次や太市なども留守中ではあつたし、少しも知つておらぬにちがいない。知りようはずがないのであるから、よく考えるのなら考えて、明日誓約書に印判を捺してだしてもそれでもよろしい。けれども一身一家を立てる

という上に、之を守つて不利であるというものは一つもない。そもそも一族会をおこさせることは何かという、一族同志、今日きめておる一族は、どこまでも永遠に一つの家が衰えても構わぬでいいという訳にもいかぬから、それを衰えさせぬように、未来を束縛してあるのである。その束縛の中にはいつており、そうして自分が一家の戸主となつて子孫をその方に導いていけば、家は必ず堅固になるので、それもよく分別して考えねばならぬのである。そう貝島一族各家の不利になるようなことは一つも書いてないから、それだけは安心してよくみてもらわねばならぬ。」

と云つて、家憲の条項を確守すべきことの念を押し、

「家憲を現に施行しようという時分には、順序方法をつけねばならぬからそれを読む。」

と、家憲の附屬文書を取り出し、引きつづいて有賀長文が貝島家憲施行法、井上侯爵訓誡、井上侯爵訓示、井上侯爵訓誡捕遺を朗読した。

#### 〔貝島家憲施行法 全〕

今般貝島家憲を制定し以て一族の犯すべからざる規矩と為すに際し其條項中始て之を實施するに當り特に施行法を制定して臨機の處分を為すにあらざれば満足なる實行を見ること能はざるもの少なしとせず。且夫れ完全無缺の條章と雖之に服従すべき義務あるものに於て誠意を以て遵奉することを勉るにあらざれば徒法に歸すべきは言を俟たず。詳密なる規定を設て之を律せんと欲せば一族各家に於て斷乎たる決心を以て之を迎へ如何なる困難も之に堪ふるの覺悟なかるべからず。且一族の間過を相責るの自ら寛に失するは人情の免れざる所なり。故に始て家憲を施行

するに當ては一族の最も倚信すべき人物を選定し其人に託するに外部より家憲の實行を督勵し各家の過失は假借する所なく之を責問するの任を以てし依て以て家憲の條章を嚴格に遵奉せしむるにあらざれば完備なる家憲も終に其効なからんとす。幸いに侯爵井上馨殿は明治貳拾四年以來貝島家の困難を救済し以て今日の隆昌を來たすことを得るに至らしめたり。一族の家憲を制定するもの亦全く侯爵の力に頼る。茲に於て家憲の實行を監督する為侯爵に顧問を委嘱し以て家憲運用上の必要機關と為さんとす。仍て家憲の制定と同一の手續を踐て左の條項を定め家憲と同一の効力を有する契約となさんとす。茲に各当事者署名捺印して之を證す。

明治四拾貳年拾月拾五日

右貝島嘉藏本人署名する能はざるに付き代書す

貝島太助	印
貝嶋六太郎	印
貝島嘉藏	印
貝島健次	印
貝島太市	印
貝島龜吉	印
貝嶋定二	印
貝嶋百吉	印
貝島シゲノ	印

第一條 貝島家憲の實行を監督獎勵する為特に侯爵井上馨殿に其終身問貝島家顧問たる事を囑託す。

第二條 井上侯爵が貝島一族の為に發せられたる訓示并に訓誡及貝島太助が家憲施行の際貝島一族に宣示したる訓誡は家憲と同一の効力を有するものとす。

井上侯爵が將來家憲制定の目的を貫徹する為發せらるる訓示の効力も亦前項の例に依る。

第三條 貝島家憲施行の際既に現存する事項にして家憲家憲施行法其他諸規則に抵觸するものは速に之が改更の處分を為すべし。

第四條 家憲施行の際共同事業に屬する各鑛山の命脈及價格を査定し毎決算期に於ける其元價償却積立金の割合を定むべし。但將來収利の見込無き鑛山は此際廢鑛の處分を為すべし。

第五條 一族各家が家憲施行の際所有する不動産有價證券其他重要な財産は速かに其目錄を作り一族會事務所に届け出づべし。

第六條 將來一族各家所有の不動産船舶有價證券其他重要な財産に移動を生じたるときは前條に準據し届け出づべし。

第七條 家憲第六十四條第六十五條第七十條及第七十一條の規定は明治四拾三年度共同事業の配當金を收納したる時より之を施行す。

第八條 家憲第七十三條乃至第七十五條に依る各家子孫積立金は家憲施行前に生れたる子孫に付ては其子孫が明治四拾叁年壹月に生れたるも

のと見做し之を積立つべし。家憲施行前に生れたる私生子を家憲施行後に認知して庶子と為したるとき亦同じ。

第九條 一族の子孫にして家憲施行の際未だ他家に入らざる者若くは一家を創立せざる者は婚姻養子縁組若くは分家に因りて他家に入り又は一家を創立する場合に際し左に規定したる定額の範囲内に於て之に財産を分與することを得。

榮三郎 次男 榮吾 七萬円

龜吉 長女 ハツ子 七千円

龜吉 次女 シズエ 七千円

龜吉 三女 ミツ子 七千円

龜吉 四女 フキ子 七千円

百吉 長女 菊野 七千円

百吉 次女 フミ子 七千円

百吉 三女 末子 七千円

百吉 四女 静子 七千円

前項の分與金は子孫積立金を以て之に充て剩餘あるときは其家の準備積立金に編入し不足あるときは一族豫備積立金を以て之を補助すべし。

第十條 一族各家及其家族は其使用する實印を一族會事務所に預け置き、一族會會長の承認を経るにあらざれば之を使用する事を得ず。但會長自己の実印を使用せんとするときは他會員一名の承認を経べし。

第十一條 一族會各家中現に邸宅を所有せざるものは其費用を豫定し其

金額に満るまで一族會事務所に各其受る歳費の百分の拾以上の積立をなし之を以て邸宅を建設すべし。

第十二條 貝島太助は自己の都合に依り其家督相續人榮三郎をして家憲上貝島宗家の戸主に屬する一切の行為を行はしむることを得。

第十三條 家憲中貝島六太郎の家とあるは現在戸籍上に於ける貝島榮四郎の家を指すものとす。貝島六太郎の生存中は前項貝島六太郎の家に在ては六太郎を以て一族會會員となし榮四郎を參列會員とす。但六太郎は何時たりとも榮四郎をして自己の持分を承繼し一族會員たらしむることを得。

本法の趣旨は拙者共に於ても聊も異存無之は勿論子孫に至るまで謹で遵奉可為致儀誓約致候仍て署名捺印候也。

明治四拾貳年拾月拾五日

貝島太助相續人	貝島榮三郎	印
貝島六太郎相續人	貝嶋榮四郎	印
貝島嘉藏相續人	貝島健次	印
貝島太助妻	貝島イノ	印
右貝島イノ本人署名する能はざるに付き代書す	貝島榮三郎	印
貝島六太郎妻	貝嶋トモ	印
右貝島トモ本人署名する能はざるに付き代書す	貝島榮四郎	印

貝島嘉藏妻 貝島ヒロ 印

右貝島ヒロ本人署名する能はざるに付き代書す 貝島健次 印

貝島榮三郎妻 貝島ハナ 印

貝島榮四郎妻 印

貝島健次妻 貝島タケ 印

右貝島タケ本人署名する能はざるに付き代書す 貝島健次 印

貝島太市妻 印

貝島龜吉妻 貝島エツ 印

右貝島エツ本人署名する能はざるに付き代書す 貝島龜吉 印

貝島定二妻 印

貝島百吉妻 貝嶋マス 印

右貝島マス本人署名する能はざるに付き代書す 貝嶋百吉 印

〔井上侯爵訓戒 全〕

### 訓誡

一 各家の住宅は各其分限を守り最も實用的に建設すべし。宏大に失するときは子孫の維持上困難を來たすのみならず随て少からざる冗費を要すべきに付別に一族間に於て共同俱樂部を設け婚姻其他の儀式等に關し多人數を要する場合の客室に充つべし。

一 各家住宅の建設費豫定額は別表の定る所に従ふべし。

一 貝島太助の現住宅は貝島家の成業上最も記念すべき歴史を有する家屋なれば之を一族會事務所又は一族俱樂部として永く保存し尚必要の場合に於て營業會社の用に充つべし。

一 各家は家憲規定の趣旨に従ひ其住所を選定するとき又は變更するときは必ず一族會の同意を経たる上顧問の許可を受くべし。

一 攝生保養等の為醫師の勸告に依り適當の地に実用的の別荘を建築するは已むを得ざるも濫に巨額の資金を投じ遊興的庭園を築き或は殆ど本住宅に同じき別墅を構ふるが如きことを為すべからず。

此主意を守り別荘を建設するときは一族會の同意を経たる上顧問の許可を受くべし。

一 家憲規定の趣旨に従ひ各家は假令其歳費に餘裕を生ずることある場合と雖妄に田畑山林又は株券等の買入を為すべからず。若し其買収を為さんとするときは必ず一族會の同意を得たる上顧問の許可を受くべし。特に家憲施行後日尚浅き間は本件は最も深く之を戒むべし。

一 迷信に亘らざる限り宗教上の信仰は固より各自の随意なりと雖心誠なれば神佛は守るべし。多額の喜捨を為し金錢を以て未來の安樂を買はんと欲するが如きは斷然廢すべきは勿論巫祝を近くが如きは常に慎むべきこと。

一 共同事業の純益にして假令多額に達することある場合と雖一割以上

の配當を為さず剩餘は各種積立金に編入すべし。

一 共同事業の純益にして假令多額に達することある場合と雖定款の規定に依り分配すべき役員賞與金は其一割を積立置き萬一會社の利益少く随て賞與金の率少き場合に於て之に充當するの途を定め置くべし。

一 一族の子弟にして中學校以上の學校を卒業したる者を一族の營業會社に用ひんとするときは少くとも三年以上他の會社等に入りて練習を積ましむるか若くは一族の營業會社に在て見習として實地の練習を経せしめ他の徒弟と全く同様に事業に従事せしめたる後にあらざれば本辭令を交附すべからず。

一 一族營業會社の事業に關係ある高等専門學校以上の學校を卒業したる者に對して前項の期間は二カ年と定むべし。但二カ年を経過するも尚年少にして經驗に乏き場合は課長若くは部長等の樞要の職に就かしむべからず。

一 一族會の認可を経て成規の學業を履修すること能はざりし者と雖其者の健康如何に依りては一族會の認可を経て適應の職務に就かしむることを得せしむべし。

一 社員にして會社の業務を擔當し病氣又は老衰に傾き任務に堪へざる者は速に其職務を去るべし。決して年壯後繼者の進路を杜塞し營業の進歩發展を阻碍するが如きことあるべからず。

一 一族各家にして政治に關係ある公職若くは議員の任務を帶ずる者は此際速に之を辭退すべし。事務員にして同一の關係ある任務を有する者も亦齊しかるべし。且其關係なくして地方の事情に依り名譽職等の任に就ける者と雖速かに之を退任せしむべし。但營業會社に直接關係ある町村に在て議員の職に在る者は此限にあらず。

一 家憲の實施と同時に使用人中老朽其職に堪へざる者若くは健康甚不良にして傳染的疾患ある者其他各鑛山の整理を爲すの際不要に屬する者は之を淘汰すべし。假令縁故ある者と雖情實に流れず之を斷行しその鮮備と共に相當給與の法を定め一時手當金を支給すべし。

一 太助六太郎嘉藏に對する葬儀は創業の功勞者として特に之を一族會より葬式を執行すべし。其費用は持株の割合に應じて之を算定すべし。

一 一族中殊に閑散の地位に在る者にして虚榮心に驅られ種々の目論見をなし發起人と爲ることあるべからず。又假令慈善的の行爲に出るものと雖自家の財産に餘裕あるの故を以て單獨に多額の醸出をなすべからず。凡て寄附行爲は他よりの申込に對し適當の範圍に於て之に應るは制止すべき所にあらざるも自ら直接又は間接に之に關係し或は常軌を脱して出捐するがごときことあるべからず。

一 一族各家は自家歳費の窮缺を生ずることあるも省みず親族若くは他人の救助を爲し或は頼母子講等に加入すべからず。假令自家歳費に

餘裕ある場合と雖必ず一族會の認可を経べし。

一 一族各家中貸費生を設けんとするときは其者の身體性行學歷及之に要する費用等を詳査し一族會の認可を経べきは勿論決て縁故又は情実等に依り他人の依頼を受け漫りに獎選するが如きことあるべからず。

一 一族各家は其家政を整理するため家憲に抵觸せざる限に於て更に各家の家法を制定すべし。

一 九州の地は民情風俗殊に奢侈の傾向あるを認む。萬事儉素を旨とすべきは勿論瀟車に依り旅行を爲す場合の如きは成るべく一等を避て二等に乗車すべし。是は特に使用人間に於て其風習を最も必要とする所にして苟も其身を尊大にし見榮を張らんとするが如きは驕者安逸の惡習を助生し易き虞あるものなれば堅く之を嚴戒すべし。

一 一族の共同事業に従事すべき重役は、宗家又は本家の者に限り之に就職するべきにあらず。假令連家中末席にあるものと雖相當の才幹徳望あらば之を拔擢して重役任じ以て事業の發展に資すべし。

一 家憲施行後兩三年間は世間未だ其事情を知らず寄附義捐又は金錢の貸付を申出るか若くは其間避け難き場合往々あるべしと雖總て家憲所定の趣旨に遵ひ之が應諾を妄にすべからず。初め慎まずんば終を全ふすべからず。小心翼翼以て家憲の精神を發揮すべし。

一 一族各家に於て歳計の豫算を調成するに當ては共同事業より生ずる分配金と家産の収益とを審案し其支出額を定ること最も緊要のことなりとす。又山林菜圃の購入手入等は殖産の範囲に属し敢て之を抑制すべきにあらざるも各其家に於て歳計に餘裕を生じたる暁に於て之を為すこととし茲兩三年間は是等の事に關與せず勉て資産の充實に留意すべし之に違ふの行為は斷然許容せず。

一 新一族の伍班に入り連家と為りたる者は一家生計の費用に付き特に注意を加ふべきは勿論にして急に僕婢を増し又は平素必要な家具類を購入する等のことあるべからず。常に節約を主とし勉て家産の増殖を計るべし。

一 一族各家中其戸主又は家族にして共同事業に従事する為其任務の地に於て別に一家の生計を立てるを要する場合は其受る俸給手當を以て之が費用を支辨すべし。假令俸給手當のみを以て實際支辨し難き場合ありと雖其當該家は一族に對する義務として其費用の不足を補助し何等の名義を以てするも決して他の一族各家又は共同事業より其補助を受くべからず。

一 連家中貝島太市は貝島鑛業合名會社の社員たりと雖家憲制定の際其家を本家の班に列せしめざるは漫に本家の數を増さざらんが爲にして特に之を連家中の首班に置きたるものなり。

一 今回制定せる貝島鑛業株式會社定款に於て、取締役中より常務取締

役二人を置くことに規定せるは其内一人を一族中德望ある者より選任し之を副社長と爲し他の一人を一族以外の株主にして其事務と一族の事情とに通せる老巧の者より之を選任し両者をして能く社長を輔佐して各般の業務を處理せしめ以て事業の發展を計るべし。

一 家憲の運用は最も公明嚴正なるべし。一族間に於て裏面に色々運動が間敷ことを爲し自己の意見若くは希望を成立せしめんとするが如きことあるべからず。

一 家憲并に家憲施行法其他の諸規則は貝島各家の懇請に依り特に余が法學博士原嘉道に依頼して起案調査せしめ尙之が釋義書をも調製せしめたるものなれば他日一族各家の者或は他の法律家等に於て異説を立て家憲制定の精神に反する解釋を爲すものもあるも總て無効なるべきものとす。

一 太助の訓誡は家憲の循行上抵触なき限は凡て余が訓誡と同一視し之を誠實に踐行すべし。

一 榮三郎榮四郎の兩人は家憲の制定に際し終始其關係を爲せるものにして家憲の精神及余が趣旨を能く了解せるものと認む。因て家憲制定後は其循行上疑義に涉り若くは異議に亘るが如きことあるとも凡て兩人の見解にしたがうべし。

右、各項は貝島家家憲其他諸規則の規定に依り其遵守勵行を要するは既

に明瞭なる所なりと雖家憲の實施上其運用を誤らざらしめんが爲特に其必要を認め規定の趣旨を擴充し之を具體的に指示するものにして一族各家はこの訓誡を以て家憲と同一の効力を有するものと爲すべし。

明治四拾貳年拾月拾五日

侯爵

前記御訓誡の趣旨謹で服膺致すべく茲に各自署名捺印し御請仕候也。〜

〔井上侯爵訓示 全〕

### 訓示

余の肇て貝島家を識れるは明治貳拾四年九州巡遊の途次家主太助と会見したる時に在り。

當時貝島家經營の鑛業は時勢の不利と意外の障礙とに逢ひ頗る困難を極め加之高利の負債は攷々其業を勵むも其勞を償ふに足らず常に苦慮せし所にして太助余に諮るに之が救済の途を以てす余一片の俠心太助の資性と技倆とを察し之を半途に挫折せしむるに忍びず。乃ち毛利家及三井家の間に斡旋し相當低利の借入金を爲さしめ先づ舊債を返済せしむると共に資金の充足を是謀り以て財政の整理と事業の董督とに努めたり。

爾來事業は時に一浮一沈幾多の消長を免れざりしと雖太助が堅忍不拔の精神と舍弟等の協心戮力とは相待て終に克く其成功を遂げ且全部の負債

を完済し茲に余の志に酬ひたり。

今や貝島家の事業は既に創業の難去て當に守成の域に至るを得たり。

余や素と偶然の會見に依り太助の性行を信賴し實に不可思議の資縁を馴致して之を幫助し之を庇護し來りしものにして成業の今日余が從來太助に對する好意上の責任と太助が余に對する道義上の責務とは全然完了せられ復た其事業上に對し若くは其家政上に關し何等の容喙干涉を要せざるべし。

然るに太助一族は益々事業の根底を強め財産の基礎を固めんが爲更に進みて貝島家家憲を制定し余を以て之が顧問の任に當らんことを懇囑す。

余や相互の責任解除の今日獨り太助の身上に止まらず一族子孫の行爲に至るまで猶戒飾董督し以て愈々善美を濟さしめんとするは敢て當らずと雖從來の情誼に顧て之を避るに忍びず竟に其請を容れたり。

而て貝島家家憲の案を起すや三井家同族會理事有賀長文法學博士原嘉道同梅謙次郎同富井政章同岡野敬次郎等に託し査覈立案せしめ實に二年有餘の歲月を経て爰に之が完成を告げたり。

夫れ凡百の法章如向に完璧と雖之に服従する者にして嚴守格勤の精神を缺かんか蓋し徒法空文に終らんのみ。家憲も亦然り。

如何に條規森嚴を悉すと雖其一族にして誠心誠意之を遵奉するにあらずんば何等の効果なかるべし。

殊に家憲の規定は多く道德的意思の發作に依るものにして各自の徳義心に缺くるものあらんか到底圓滿なる運用を見る能はず。

然り而て其條章の精緻を究めんとするも萬般の事件悉く之を網羅する能はず。

是故に苟も之が運用に際し其不備を感ずることあらば余が嚮に明治貳拾

九年四月貳拾六日附及同參拾五年五月拾五日附覺書を以て諭達せる趣旨に基き補足擴充し以て一族たる後世子孫に至るまで夙夜眷々服膺し倍々家憲の清華を發揚し各家の基礎を永遠に強固にするの實を擧げんことを期せよ。

明治四拾貳年拾月拾五日

侯 爵

御訓示の趣旨謹で服膺いたすべく茲に各自署名捺印し御請仕候也。

貝嶋太助	印
貝嶋六太郎	印
貝島嘉藏	印
貝島健次	印
貝島太市	印
貝島亀吉	印
貝嶋定二	印
貝嶋百吉	印
貝島シゲノ	印
貝嶋榮三郎	印
貝嶋六太郎相續人	印
貝島太助相續人	印
貝嶋太助妻	印

右貝島イノ本人署名する能はざるに付代書す 貝島榮三郎 印

貝島嘉藏相續人 貝島健次 印

貝嶋六太郎妻 貝嶋トモ 印

右貝島トモ本人署名する能はざるに付代書す 貝嶋榮四郎 印

貝島嘉藏妻 貝島ヒロ 印

右貝島ヒロ本人署名する能はざるに付き代書す 貝島健次 印

貝島榮三郎妻 貝島ハナ 印

〔井上侯爵訓戒捕遺 全〕

一 家憲及施行法其他の規則の意義を明瞭ならしむるが為明治四拾貳年八月原法學博士に依頼し榮三郎らと嚴島に會同し詳細なる釋義を加へ之を速記に附せり。依て爾今諸法規の疑義に付き判斷に苦むことある場合は凡てこの釋義書に據り裁定すべし。

一 一族會員にして従來一族共同事業又は一族會事務所に従事する者に於て其職を退くときは特に左の待遇を為すべし。

一 未だ退隱すべき年齢に達せずして後進者の進路を開く為退隱したるときは現に受る所の俸給又は手當の半額を終身給與すること。

二 老衰の為其職に堪へず又は已むを得ざる事故の為退隱したるものは現に受る所の俸給又は手當の參分の壹を終身給與すること。

三 前二項に該當するものに對しては一族會の決議を以て其給與額を定め一時に之を給與することを得。

一 多年共同事業の重役として忠實精勵其職を奉じ學識德望を備へたる一族又は一族以外の者を必要に應じ顧問の同意を得て一族會相談役に選任すべし。

一 重役賞與金の割合は定款の規定に依り毎營業年度損益決算終了したる上之を定むべし。而て實際之を支給するに當ては其全部を支給せず其内幾分は控除して別に之を積立て置くべし。又賞與金支給の法は其金額を一族會事務所へ公附し重役賞與内規に従て之を給與すべし。恩給金の如きも年々其基金として幾分宛蓄積し利殖を為すときは實際支給の必要を生ずる場合に於て一時に多額の支給を要せずして辨ずることを得べし。必ず此方法に依準すべし。

一 營業會社重役の數は會社設立の際規定したる定員の外漫に増員すべからず。人に依り之を行なうが如きは定款を輕視し事業に重きを置かざるものにして殊に社員少き會社に重役の數比較的に多きは外觀上に於て見苦きものなり之を戒むべし。

一 營業會社の重役の内専務取締役及常務取締役は其職務に對し素より優待を受くべし。而して普通重役の報酬は事務の輕重繁閑に依り差等あると共に二職若くは二職以上を兼任するものの報酬は其最高額を給與し勉て公平の待遇を期すべし。

一 一族各家親族間における吉凶慶弔等の交際は最も懇切に且周到に之をなすは甚だ喜ぶべきことなりと雖各家親族の總てと交際するとき

は逐次其數を増し其間或は迷惑を感じる向なしとも限らざれば各家親族間相互の交際は左の範圍に限定し左記各項に該當する者の吉凶慶弔に對し其費用を共用費より支出する事を得べし。

一 各家の戸主又は其家督相續人の婦又は夫の生家に於ける父母及其相續人の夫婦まで。

二 各家の戸主又は其家督相續人の兄弟姉妹にして他家に入りたる者は其養父母及其家督相續人の夫婦まで。

三 各家の戸主又は家督相續人の兄弟姉妹にして新に一家を為したる者は其家督相續人の夫婦まで。但一族各家の家族并に前記三項以外の親族相互の交際贈遺等は各家自己の費用を以て之を為すべし。右に付各家は便宜上豫め其支出割合を協定し之を内規と為し置くも妨げなし。

右各項は貝島家憲の規定に準據し之が制定の目的を貫徹せしめんが爲特に其趣旨を擴充指示するものなり。一族各家は此訓誡を以て家憲と同一の効力を有するものと為すべし。

明治四拾貳年拾月拾五日

侯 爵

前記御訓誡の趣旨謹んで服膺致すべく茲に各自署名捺印し御請仕候也。〽

有賀長文が貝島家憲施行法、井上侯爵訓誡、井上侯爵訓示、井上侯爵訓誡捕遺を読み終わると、井上馨が

「あまり細かにわたつておるようだけれども、なるだけ未來にいたつて妨害になるとこを防いでおかなければならぬと思うから、ああいう細

かいことまでもあって、気に喰わぬこともありましようが、どうぞ一つ今度一族会にはいった人々は皆よく守って、そうして未来のことを思うて、過去のことは何ぼいうたところがならぬから、未来のことはよくしてもらわなければならぬ。意外に細かい要らざることもあると思うか知らぬが、それは一つ含んでもらわなければならぬ。」

と、さすと、貝島太助が井上侯爵の面前に進み、最敬礼して、

「私は病気で引こもりおりましたため、万事栄三郎と栄四郎に任しておきました。かねて侯爵の御盡力下されますことにつきましては、毎度栄三郎から聞きおよびましたところもございましたが、かくまでもと存せずにおりました。今日御前において親しく御訓誡下されましたことは、誠に有難く拝承仕りました。つつしんでお礼を申しあげます。また今後におきましては、家憲にございます通り、よくその趣旨を遵行してたがわざることに努めます。一言御礼を申しあげます。」

と、お礼を述べ、ついで貝島炭坑重役峠延吉が、貝島太助がその子孫に云い残した「貝島太助訓誡」を朗読した。

#### 〔貝島太助訓誡 全〕

#### 訓誡

我貝島家の今日あるは井上侯爵閣下の懇切なる扶掖に基くこと言を俟たずと雖余等兄弟が侯爵の指導に従ひ幾多の困難と戦ひ諸種の障礙を排し多年一日の如く孜々として遂に贏得たるの結果に外ならず。

抑貝島家の事業たるや今已に創業の圈を脱して方に守成の域に至るを得

たり。因て更に侯爵に懇請して家憲を制定し以て貝島家の基礎を永遠に確立せんとす。

蓋し守成の重責たるや懸て爾等子孫の雙肩に在り。

惟に家憲の條文森嚴にして諸般の規矩具備せりと雖機に臨み變に應じて能く之を誠實に遵守し嚴格に運用するにあらずんば竟にその効果を全ふすること能はざらん。

爾等子孫にして深く之を省察せず苟も其行動を誤り家門の衰微と家業の荒廢を來たすことあらんか是れ啻に余が志望に背き家名を傷つくるのみならず鴻恩無二の侯爵に対し亦何の面目かあらんや。

凡そ功成りて往時の難を忘れ家富みて曩日の貧を思わず終に驕奢に慣れ安逸に流るるが如きは是れ人生の弱點にして余は最も之を憎み之を怖るるなり爾等子孫が余の志業を招き守成の美を濟すの責に任ずるに當て特に遺憾なからんことを期するが為或は家事に或は社交上に若しくは事業上に付爾等子孫の採るべき方針を示し以て余の爾等子孫に對する訓誡となし永く後昆に貽さんと欲す。

是れ余が生涯に於て施為せる理想と實驗とに鑑み其利害得失を稽へ自から利ありと信じ益ありと感ずる所を選みたるものなり。

故に左記各項に依準し深く之を肺肝に銘じ自から機微の伏する所を察知し守成の秘訣を了得すべし。

爾等子孫夙夜省慮勵精以て余の精神を體し毫も怠ること勿れ。

一 事業は自己の生命と心得べし。苟くも自己の生命を愛せんとせば先づ其事業を愛せざるべからず。其心得ありて始めて真に業務の貴重なりと其興味あるとを解せん。宜く注意を怠らず丹精を凝して倍々事

業の發達隆盛に努力すべし。

一 我會社は余等創業以來の精神を保育し何處迄も實利的と為すべきものなれば我一族たる者は一心同体協力以て各其衝に當り親族或は使用人の子弟を養成して之を使用し時運の趨勢と背馳することある勿れ。

一 凡て事業の方針は華を去り實を取るの精神に依り質素堅固を旨とし我事業振りの世に知らると知られざるとは敢えて顧念することなく經濟を主として其所信を貫徹し効果を的實ならしむるに注意すべし。又業務を處理するには簡便と敏捷とを尚び一切机上の空論を廢し實地に就て裁斷すべし。

一 事業は盛大を加ふるに従て益々微細なる點に注意を要す。分秒の時間と雖空費せしむる勿れ。瑣末の物と雖徒費せしむる勿れ。零碎の時間も之を數百千の労働者に通算すれば實に年月に達すべし。一の小事として忽にせば百の小事も亦忽にせられん。分秒と雖亦我事業の生命の一部なり。深く省察せざるべからず。

一 新規の機械を用ひ新式の施設を為すは理論上有利なるが如きも之を實地に行なえば反て収支相償はざることあり。故に事業の改善進歩は素より其注意を要すと雖之が為著しき革新を加へ尠からざる費用を要するが如きことは必ず多年實地經驗ある者に諮り其賛同を得て施すべし。要するに我事業の方針は實用的にして實利の多からんこ

とを以て主眼とすべし。尚又利益少なき鑛区に對し利益多き鑛区と同様の方針を以て投資するが如きは最も不利の甚しきものなれば能く之を考慮して永久的の設備をなさざることには注意すべし。

一 鑛業所と所在町村との關係は從來極めて圓滿にして交渉事件起るも敢て鑛山監督所又は土地収用法或は仲裁者等を俟て其解決を試みしことなく相互熟談協定し來たり、抑是等町村との關係事項は理屈一遍にて解決さるべきものにあらず。所謂座を視て法を説くの必要あり。殊に甲の町村と交渉中に乙の町村の事例を引用するが如きは心して之を避くべし。是れ往々相手方の誤解悪感を惹起する憂あればなり。町村には各特種の事情存在するを兼て心得置き懇切鄭重を旨として事の解決を容易ならしむべし。

一 多數の人を統御するには勿論規則の設定を要すべしと雖萬事只規則のみに拘泥せば或は不利のことあるやも計り難きを以て事と業とによりては適宜に之を運用せざるべからず。若し單に規則を楯として使用人に臨まば使用人も亦規則の範圍内に働き其勤め振り申譯的に流れ渾身の力量を竭さざるべし。元來事業を為すには其従事するもの相互の心の結合を必要とすべし。

一 事業上人を採用するに方り注意すべきは彼の品性技倆及健康の三者如何にあり。品性陋劣なる者は他に長所あるも危険なり。又品性善良なるも技倆の之に伴はざる者は事務の成績を擧げ難し。而て健康は實に肉體活動の基礎たると共に又精神活動の基礎を為すものにし

て健康不良なれば到底繁劇なる職務に堪へざるものなり。要するに假令業務の多忙なる時と雖漫に使用人を増加せざる様心掛くべし。増すは易きも減ずるは難きものなり。且減ぜらるる者は其將來の方向に迷ふことあらん。是故に多少の不便ありとも忍て増員を避くべし。

一 事業上の職制に付人の為に漫に職を設ること勿れ。實際為すべき業務なきに拘はらず只好意的に職を與へたりとて其人に於て快とせざるのみならず使用する方に取りても至極面倒なるものなり。

一 人を使用するに當り専ら適材を適所に用ひ其材能を揮ひ力行あらしめなば事業の成功を期するを得ん。殊に正直にして識力に富むる者を登用し恩威並び行ひ寛嚴宜きを得て平常之を訓練し置かば人員少數なりと雖最後の効果を得べし。

一 凡て事業は現場に在て就業するものより貴重なるはなし。假令所用ありとも其業に従事しつつある者を妄に呼寄するが如きことあるべからず。自身勉めて現場に臨み事を辯ずべし。就中労働者の如きは生産的要素として何物も比し難き重要なものなり。故に常に之を愛撫することを怠る勿れ。

一 早起は人間修養の要素にして事業家の寶と心得よ。余が自ら事業を經營せし頃は多くは安眠僅に三時間に過ぎざりしなり。人を少く使ひ仕事を多く為さんには自ら早起を為し親く現場を巡視し躬行實踐

以て衆を督勵すべし。

一 平素勉て質素を旨とし勤儉の美風を養成せよ。殊に非常變災の場合には衆に率先して草鞋脚絆を穿ち親く其衝に當り衆を督勵すべし。凡て實行は最良の教訓なり。口頭百回の嚴命も一回の實行に如かず。又現場に臨まば鑛夫に至るまで快く言葉を掛くべし。只一言が非常の快感を彼等に與ふるものなり。

一 事業上些細の事に至るまで議論に亘り我意を張る等のことを避け公平實直を主として一族の平和福利を圖り大概のことは使用人中の信用ある者に之を一任し一族の者は専ら大綱を考察して遠大の計あるべし。

一 事業に関する使用人との談話は成るべく事務所に於て之を為し公平の處置を貴て内請密託の疑を去るに勉むべし。又故なくして使用人と酒宴を與にし以て其品位を墜し体面を傷け若くは後日情實に絆され事を誤るの憂慮を招くべからず。

一 一族の者にして一族共同の事業に従事する者病氣老衰其他の事故に因り到底之に堪へざる場合は自ら進て速に隱退し後繼者の進路を開き以て事業の發展をうながすべし。若し俸給等を貪り長く在職するものの如く他に揣摩邪推せらるる様のことあらば単に當人の品性を傷くるのみならず延て一族の面目に關すべし。

一 一族の子弟は高等の教育を受たる者と雖經驗少なき者は實地に就き熱心に研究すべし。決て一族共同事業の樞職に就くべからざるは勿論俸給手當等の給與をも望むべからず。加之一族外の他人を以て使用する部長若しくは課長其他重立たる役員の下に屬して服務するを厭ふべからず。業務は業務として忠實恪勤専念一意之に従事すべし。又各家も此精神を遵守して自家の子弟をして勵精以て相當の研鑽を積ましめ大器晩成を期すべし。

一 直方町は我家の發祥地にして且祖先の墳墓地たり。而て貧困の當時より町民との交際情誼決て尋常ならざれば余等今日の地位に進めりとて毫も昔日の關係を忘ることなく土地の繁榮福祉を企圖し後世に至り假令我各家中他に轉住する者あるとも父祖追遠の心掛なるべからず。又土地の慣習に従ふは止むを得ざるも我家は此際進て無益の舊慣を更改し祝賀其他行事を要するものに就き新に適宜の方法を選て之を實行し以て徐々に其感化を他に及ぼすべし。

一 國家に對し自家の地位上已むを得ず政黨に加入し政社に關係するは絶対に禁止すべきにあらざるも決て自ら代議士其他の議員となるべからず。尤も原住地町村の議員に擧げられ公共事業に力を盡すは可なるべしと雖之が為自家の業務を等閑に附し政治上に狂奔するが如きことなく唯其事業と一族の基礎を鞏固にするを専念すべし。

一 世人と交わるには素より儀禮なかるべからずと雖凡て平民的にして自己の富貴なるを忘れよ。是れ却て他の尊敬を受るの途にして謙讓

の美德こそ自己を尊くするものなり。殊に來訪の客に對するときは其貴賤を問はず懇切鄭寧に應接し且自己の事業に關係ある町村の人々に對しては一層之を心掛くべし。

一 余が従來交際せる知名の人士にして令名輿望ある者は假令事業上又は一族間に直接何等の關係なきにもせよ依て以て自己の品位を高め知徳を進め間接に利益を享ることあるものなれば能く余が心を付り余が面目を傷けざる様益々其交誼を厚ふすべし。

明治四拾貳年拾月拾五日

右各項の趣旨を是認し自ら署名す

侯爵 〱

前記御訓誡の趣旨謹で服膺致すべく茲に各自署名捺印し御請仕候也  
明治四十貳年拾月拾五日

この「貝島太助訓誡」は、井上馨の命を受けて、太助の長男榮三郎と次男榮四郎が、太助に聞き書きしながら作成したものである。

もつとも、井上馨が「貝島太助訓誡」を、榮三郎と榮四郎に作成を命じたのには、意図がある。

井上馨にすれば、太助もいなくなり、自分もいなくなってしまうば、貝島家と井上家の子孫の關係は薄くなってしまう。「貝島太助訓誡」を作つて、

(宗家の太助も家憲を守るようにといっておるぞ。)

と、裏書を家憲に附しておけば、子孫も家憲をしつかり守るであろうという、井上馨の深謀遠慮であつた。

「貝島太助訓誡」は、貝島家が今日あるのは井上侯爵の恩愛と太助兄弟の艱難苦勞の結果である、と云う一文で始まる。

「我貝島家の今日あるは井上侯爵閣下の懇切なる扶掖に基くこと言を俟たずと雖余等兄弟が侯爵の指導に従ひ幾多の困難と戦ひ諸種の障礙を排し多年一日の如く孜々として遂に贏得たるの結果に外ならず。」

そして、

「抑貝島家の事業たるや今已に創業の圈を脱して方に守成の域に至るを得たり。因て更に侯爵に懇請して家憲を制定し以て貝島家の基礎を永遠に確立せんとす。蓋し守成の重責たるや懸て爾等子孫の雙肩に在り。惟に家憲の條文森嚴にして諸般の規矩具備せりと雖機に臨み變に應じて能く之を誠實に遵守し嚴格に運用するにあらずんば竟にその効果を全ふすること能はざらん。爾等子孫にして深く之を省察せず苟も其行動を誤り家門の衰微と家業の荒廢を來たすことあらんか是れ啻に余が志望に背き家名を傷つくるのみならず鴻恩無二の侯爵に対し亦何の面目かあらんや。」

と、「貝島家家憲」は、井上馨侯爵に太助がたのんで制定したのであるから、子孫は家憲を守るべしと、家憲の正当性を太助が裏書する。

また、この「貝島太助訓誡」は、貝島太助が「自から利ありと信じ益ありと感ずる所を選みたるもの」であるから、貝島家の子々孫々は貝島太助の創業の精神を体して少しも誤ることがないようにと、諭し教えるものでもあつた。

「貝島太助訓誡」は、太助の言行がほとんど残っていない中で、貝島太助の肉声を伝えるものとして貴重なものではなからうかと思う。また、貝島太助の人となり、ものの考え方をこの「貝島太助訓誡」から読み取ることができのではなからうかと思うのである。

「貝島太助訓誡」も読み終わり、いよいよ家憲制定式も終わりに近づき、貝島炭坑重役で馬場山炭坑以来の太助の幕僚原田勝太郎、三井から送られた貝島炭坑重役中根寿、井上馨貝島家顧問の代理人で貝島宗家家宰金子辰三郎、貝島炭坑重役峠延吉の四人が式場の中央に進み、中根寿が一同を代表して、

「原田、中根、金子、峠つつしんで言上いたします。只今は株式会社  
の重役又は一族会理事の重任にあたりますよう台命でございましたが、誠に不肖ではござりまするがつつしんで御請をおうけいたします。つきましては将来誓つて家憲其他御制定の諸規則の趣旨を遵奉確守いたしましたして、粉骨碎身貝島家の繁榮をはかりまして、御懇命に報いまするでござりまする。」

と、挨拶し、家憲と関連文書の朗読を終えた。

貝島家家憲は、井上馨と貝島一家の「契約」である。井上馨は貝島家の一族に公正証書としての署名捺印を求めた。

栄三郎と栄四郎は、貝島家家憲の作成にたずさわっていたから、家憲の完成した明治四十年十二月十一日に、宗家と本家を代表して、先に以下、

〔誓書〕

謹て惟に貝島家の能く今日あるを致したるものは家君微賤より起り

六十有餘年の久き苦辛經營百折不撓の精神終始一貫せると井上侯爵閣下無量の懇情を以て貝島家を庇護誘掖せられたると加ふるに一族親戚の同心協力克く家君を輔佐して家業の隆昌に努めたる結果たらずんばあらず。

一 吾等創業艱難の時代に人と為り吾家隆興の歴史を心肝に刻み家君の志業侯爵閣下の恩徳一族の親和協同之が經と為り之が緯と為りたるものにして一身の軌一家の範として永遠に遵奉確守すべきもの亦實に茲に存するを認識し夙夜之を追憶して感奮興起以て家運の増進に盡瘁し家君始め一族の面目を辱かしめざらんことを期す。

貝島家今や財政の整理畧ぼ其緒に就き家業の基礎漸く固く創業の艱已に去て將に守成の難に入らんとす。吾等家君の素志に則り益々斯業の發展を圖り家門の繁榮を全ふするの任に當る守成の責務亦重大なりと謂ふべし。而て貴に居て賤を忘れ富に慣れ貧を意はざるは人情の弱點にして動もすれば驕奢安逸に流れ一身の破滅を速き一家の衰亡を來たすことなしとせず。又意滿ち情恣まならんか往々兄弟の友を没し一族の親を破ること其例鮮なしとせず。若し斯の如き失躰あらんか洵に是れ家君の志業に違ひ恩人の高誼に背くものにして日夕三省相戒めざるべけんや。

貝島一族は井上侯爵閣下の指導に頼り家運の長久と子孫の繁榮とを謀るが為創業以來維持養成したる家風家例の趣旨に基き時勢に鑑み茲に一族一致の協定を経て家憲を制定せんとす。然ども家憲は假令精を極め粹そ盡すも千百の條章素と是れ死物のみ。其運用の妙は一族の活用以待たざるべからず。家憲にして如何に精粹に如何に峻嚴に規定せらるるも之を應用するものにして其宜を得ざらんか千古の名文も遂に其効力なかるべし。即ち此家憲の光輝を發揮し其精神を伸暢するは吾等二人自から其

肩上に負荷せざるべからざる責任たるを覺悟し而今而後二人は常に相左右し相提携し一族の協同を保持して偏に家憲の擁護に努め一は以て侯爵閣下の恩義に酬ひ一は以て家君の志業に違ひ永く其惠福を後裔に貽さんと欲す。茲に内約として左記各項を締結し事に際しては常に此趣旨に據り處理せんことを誓盟す。

一 侯爵閣下より下附せられたる明治貳拾九年四月貳拾六日附御告文並に同參拾五年五月五日附覺書の精神を服膺して終生渝るまじき事。

二 侯爵閣下に棒呈せる誓書の趣旨を確守し自今侯爵閣下若くは其後繼者の承認を待たずして新に事業を起し又は資本を投ることなかるべき事。

三 貝島家將來の事業及財政の整理等は一族に関する事件の重大なるものは凡て侯爵閣下若くは其後繼者の御指導を仰ぎ處理すべき事。

四 常に家憲の條章を循行する為協心戮力私心あるまじきは勿論苟も憎嫉紛争等のことあるべからざること。

五 互に胸襟を披瀝し肺肝を吐露し誠實なる相談相手となり万一二方に過失ありと認るときは忌憚なく戒告矯正に努むべき事

六 己を持つること恭儉に人を待つに仁恕なるべき事。

七 賢を擧げ能を選び其長所を利用するべき事。

八 一族會及他の議決に依り事を決すべき場合は其事柄に就き二人豫め協議を盡し利害得失を審究し而る後一致の意見を發表すべき事。

九 相互の間に意見を異にし一致し難き事項あるときは侯爵閣下若くは後継者の裁斷を仰ぎ之に依て決定すべき事。

十 躬行實踐常に一族の模範たる心懸けあるべきは勿論一族中不心得の者あるときは懇切に之を訓戒し其改悛に努むべき事。

以上各項列記する所は單に其一二を例示したるに過ぎず。此他將來に起るべき事件中苟も事の稍、重要に渉るものは都て本文の趣旨精神に準據して解決すべきものとす。

斯の誓書は三本を製し一本は井上侯爵閣下に呈して永く照鑿を仰ぎ他の二本は之を吾等二人に分ち長へに不易の箴銘と為すもの也。

明治四拾年拾貳月拾壹日

貝島榮三郎 印

貝嶋榮四郎 印

を、井上馨に提出していたが、他の一族は署名捺印するために別室にさがり、調印を了り一同が復席すると、貝島太助が、

「大きにどうも有難うございました。」

と、お礼を述べて、貝島家憲制定式は終えたのである。

時に、明治四十二年十月十五日午後五時五十五分であったと云う。

連家と宗本家との間の「契約書」は、明治四十二年十二月一日に作成された。以下は、連家の「契約書」と宗本家からの「諭示」である。

#### 〔契約書〕

今回貝島家憲の制定に際し特に拙者共に對し共同事業の持分を分與し其利益を霑潤するの恩榮を與へられたるは是全く貝島一族の班に列するが故にして拙者共及拙者共の相續人が永く家憲の條規を遵奉し敢て違背すること無きを條件として宗家及本家の持分を分割贈與せられたるものなり。惟ふに貝島家の克く今日ある所以のものは宗家が数十年の久しき苦心慘憺萬難を排し不撓不折の精神を以て事に當られ本家が同心協力之を輔佐せられたると井上侯爵が最も懇切に貝島家を庇護誘掖せられたる結果に外ならず。則貝島家の隆興繁榮は全く宗家の志行本家の協同及侯爵の恩誼並び行はれたるの成果にして今我等が共同事業の經營に關し持分を分與せられたるは是實に其餘澤を被れるものと謂ふべし。決て我等の勞力若くは資本に依り之を取得したるものにあらざることを忘るべからず。是故に拙者共及拙者共の相續人たる者は分割贈與の條件に従ひ將來誓て家憲の條規を遵奉すべきは勿論にして若し其條規を遵奉することを拒み又は之に違反し一族除名の制裁を受るの場合に於いては拙者共若くは拙者共の相續人は今回贈與せられたる共同事業の持分又は共同事業の利益及一族會において積立たる協同財産の持分を喪失すべきは固より當然のことにして苟も宗家及本家に對する契約書の義務と侯爵家に対する敬意とは造次顛沛も之を忘却せざらん事を期す。

右拙者共及拙者共の相續人に於て永久服膺し異變無きことを證する為

茲に契約書奉呈候也。

明治四拾貳年拾貳月壹日

連家	貝島太市	印
連家	貝島亀吉	印
連家	貝嶋定二	印
連家	貝嶋永二	印
連家	貝嶋百吉	印
連家	貝嶋シゲノ	印

宗家 貝島太助殿

本家 貝島六太郎殿

本家 貝島嘉藏殿

〔諭示〕

貝島太市  
貝島定二  
貝島永二  
貝島シゲノ

家門の興廢は同族の和衷共同如何に干與し家業の隆替は家人の一致碎勵如何に繫屬す。抑我貝島家たる其始め微賤にして余や寒素の中に生れ幼にして嚴父を失ひ一家輻輳困頓を極むるも奮然として身を挺し採炭の勞に服し以て僅に家計を支ふことを得たり。年齒漸く長ずるに及て肇

て獨力事業を經營し幾多の艱難に遭遇するも不撓敢為の精神を持つて粉骨壘身其業務に激勵し幸に内は舍弟等の同心協力以て之を輔佐したると外に侯爵井上馨殿の扶掖誘導以て之を庇護せられたるとに依り竟に克く今日の成功を奏し随て家名の汎く世に顯揚せらるるに至りたるは洵に一家の慶福と謂わざるべけんや。

今や我志業漸く成り聲名亦加はり漸く世の尊重を受けんとするに當り益々其家業の基礎を鞏固ならしめ彌々其家運の昌榮を増進せしめんが為茲に貝島家家憲を制定し宗家及本家の外に爾等をして連家となし各一家を創立せしむると共に財産の分與を為し以て一族の班に列せしめ貝島家共同事業の利益に霑潤せしめんと欲す。蓋し創業の辛酸を嘗めずして斯恩恵に浴することを得る所以のものは是れ實に一は骨肉の關係に由り爾等及爾等の子孫に長く斯慶福を分たんと欲する情誼の餘に出づと雖一は以て爾等及爾等の子孫をして宗家及本家の輔翼たらしめ永く家業の旺盛と家門の繁榮とを期せんと欲する意衷の切なるもの存すればなり。若し夫れ爾等の連家を守持するに方り服膺すべき綱領に至ては家憲の規定せらるるあり。之を恪守して悖らず之を實踐して愆らざるべきを信ずと雖世襲の久しき或は後世子孫にして苟も基本を忘れ其軌を脱し一族の親和を破り一家の業務を荒むが如きことあらんか是れ童に建業以來發揚せる貝島家の家名を汚すのみならず恩人侯爵家の交誼を忘却するものにしてその憾何ぞ勝へんや。爾等深く連家創立の趣旨を體認し爾等の子孫をして亦克く思を此に致さしめ誠心誠意家憲の條規を遵奉し宗家を重じ本家を佐け協戮勵精以て永劫に其美を濟さんことを勉勵。

明治四拾貳年拾貳月壹日

宗家 貝島太助

本家 貝島六太郎

本家 貝島嘉蔵

私儀創業の辛酸を嘗めずして此無上の恩恵に浴するを得るは貴殿等御憐恤の情深きことと偏に感佩仕候。就ては右御諭示の趣旨謹て一々服膺力行仕べく茲に署名捺印し御請仕候也。

明治四拾貳年拾貳月壹日

※この度、ここに「貝島家憲」およびその付属文書を紹介することができたのは、ひとえに貝島化学工業(株)会長貝島義雄氏、社長貝島義朗氏の御好意によるものである。多謝致します。

注記 本資料の性格上原典の通りとしていますが、原文のカタカナはひらがなに直し、字体は原文通りと致しております。ご了承下さい。